



「多様な人材が活躍できる職場」を目指す安島社代表取締役社長

導入後の従業員の働き方の変化

時間単位の有給休暇制度導入後は、特に小さなお子さんを持つ社員が、保育園からの急な呼

制度活用のきっかけ

安島工業株式会社では、働き方改革の一環として現場の負担軽減や効率化を目指し、機械化の導入を進めてきました。その際、国の「働き方改革推進支援助成金」を活用し、就業規則の見直しを実施。これを機に県の「子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金」も活用し、時間単位で取得できる年次有給休暇制度を導入しました。

昭和2年の創業以来、一貫して塗装工事に携わってきた安島工業株式会社。定着率向上のための制度導入や現場の工夫について、安島社代表取締役社長に話を伺いました。

多様な人材が活躍できる職場へ—— 定着率向上を支える「働きやすさ」の追求

島根県では、子育てや介護と仕事を両立しやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や法定以上の「育児短時間勤務制度」「介護短時間勤務制度」（代替制度あり）を導入した事業者に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています（詳細は下欄参照）。

従業員の声

田邊沙帆さん

2歳と4歳の子どもがいるので、保育園からの急な呼び出し

び出しや病院への付き添いなど、短時間の休暇を気兼ねなく取得できるようにしました。

実際に制度の対象となる社員は約10名、そのうち8割が積極的に制度を利用しています。女性社員の利用が多い一方で、男性社員も子ども看護や病院への付き添いなどで休暇を取得するケースが増えています。

また、休暇取得時には周囲の社員がフォローし合う体制が整っており、休みやすい雰囲気社内根付いています。

今後の取組み

今後、より働きやすい職場環境の整備を進めていく方針です。ハード面では社屋やトイレの改修、制服の刷新など、若い世代や女性にも魅力的な職場づくりを推進しました。ソフト面では、就業規則や休暇制度のさらなる充実を図り、社員一人ひとりが安心して長く働ける環境を目指します。「企業は人なり」という考えのもと、今後も人材の多様性を尊重し、働き方改革を一步ずつ着実に進めていきます。

や発熱時など、時間単位で有給休暇を使えるのは本当に助かっています。以前は看護休暇だけでは足りず、有給も1日単位でしか取れませんでした。今は必要な時に必要なだけ休めるので、子育てと仕事を両立しやすくなりました。職場の理解もあり、安心して働き続けられます。

社員と談笑する田邊さん。風通しの良い職場環境が定着率向上の秘訣。



社員と談笑する田邊さん。風通しの良い職場環境が定着率向上の秘訣。

安島工業株式会社

住所：松江市東津田町1256-1

労働者数：40名

事業内容：塗装工事

活用制度：時間単位の年次有給休暇制度

「就業規則」を見直して、子育てや介護と仕事を両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金

労働者が子育てや介護と仕事を両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金 **10万円** | 上限額 **20万円**
[1制度導入]

※1事業所につき右記支給要件のA～ウそれぞれ1回限りの申請となります。
(イ・ウはどちらか一方の制度のみの申請)

支給要件 常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所（本支店、営業所等）

次のA～ウの制度を新たに導入し、一定の利用実績があること

- A 時間単位の年次有給休暇制度**
(対象) 18歳までの子どもがいる労働者、介護をしている労働者
- イ 育児短時間勤務制度**
(対象) 小学生の子どもがいる労働者
- ウ 介護短時間勤務制度**
(連続する4年以上の期間に2回以上利用できる制度)
(対象) 介護をしている労働者
- イ・ウについては、フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ も対象



出産後職場復帰奨励金



労働者が出産後も離職することなく、育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

労働者数等に応じて
奨励金 10万円・20万円

対象事業者 島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または | 松江商工会議所 | 島根県商工会連合会本所 | 島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0852-25-2556 | TEL 0852-21-0651 | TEL 0855-22-3590